



鳥労基発 0711 第 1 号
令和 7 年 7 月 11 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」といいます。）が本年 5 月 14 日に公布され、一部を除き、令和 8 年 1 月 1 日から段階的に施行されます。

改正の内容としましては、

- ・ 個人事業者等の安全衛生対策の推進
- ・ 職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・ 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- ・ 機械等による労働災害防止の促進等
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止の推進

となっています。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正され、治療と仕事の両立支援の取組が事業者の努力義務となります。

今般、本通知に同封の改正法に関するリーフレットが厚生労働省から公表されるとともに、厚生労働省ホームページに改正法の特設ページも開設されました。

つきましては、貴団体傘下の会員様等へ、改正法につきまして広くご周知いただきますようお願いいたします。

改正法に関する厚生労働省
特設ページ QR コード



問合わせ先

鳥取労働局健康安全課

0857-29-1704 （担当：國政）

